

SEIBU スマイルリンク会員のP A S M O電子マネー利用等におけるプリンスポイント付与特約

第1条（目的）

1. 本特約は、西武鉄道株式会社（以下「当社」という。）が SEIBU スマイルリンク会員に対する付帯サービスとして提供される、SEIBU スマイルリンク会員が SEIBU スマイルリンク加盟店で、PASMO 電子マネーを利用すること等により、当社グループのポイントである「プリンスポイント」を付与されるサービス（以下「本サービス」という。）について定めることを目的とします。
2. 本特約に記載以外の事項に関しては、原則として、プリンスポイントカード会員規約に従うものとします。

第2条（PASMOに関する個人情報の収集・利用）

SEIBU スマイルリンク会員は、SEIBU スマイルリンクサービス登録手続き時に登録した PASMO のバリューを使用した情報のうち、当社（当社グループの PASMO 加盟事業者を含みます。）にかかわる情報および再発行等による PASMO 交換情報を、プリンスポイント付与等に利用するため、株式会社パスモから当社が取得することに同意します。

第3条（SEIBU スマイルリンク加盟店）

1. 本サービスを提供することを当社との間で合意した SEIBU スマイルリンク加盟店と当社は、本特約に定めるところにより、SEIBU スマイルリンク会員に対してプリンスポイントを付与します。
2. SEIBU スマイルリンク加盟店は、以下のサイトに掲載しております。なお、SEIBU スマイルリンク加盟店は変更されることがあります。

<http://www.seibu-group.co.jp/railways/life/smilelink/index.html>

第4条（プリンスポイント付与方法）

1. SEIBU スマイルリンク会員が、SEIBU スマイルリンク加盟店で PASMO 電子マネーシステムを利用し、商品・サービス等を購入した場合、原則として、プリンスポイントカード会員規約に従い、プリンスポイントが付与されるものとします。
2. SEIBU スマイルリンク会員は、SEIBU スマイルリンク加盟店において、PASMO 電子マネーシステムを利用し、商品・サービス等を購入した場合、原則として、そのご利用金額に応じてポイントがご利用日の3日後以降に付与されます。
3. 当社または SEIBU スマイルリンク加盟店は、第1項に定める場合のほか、キャンペーンなどで一定の条件を定め、その条件を満たした会員に対して、プリンスポイントを付与することがあります。

第5条（免責事項）

1. P A S M Oに關係するシステム・機器類の故障・点検等で、やむを得ずP A S M Oが利用できないことによって、当該利用に対するプリンスポイント付与ができない場合であっても、株式会社パスモおよび当社は、その責めを負いません。
2. 前項のほか、株式会社パスモは、本サービスに関して、一切の責めを負いません。

第6条（PASMO カード再発行について）

1. SEIBU スマイルリンク会員は、SEIBU スマイルリンク登録手続き時に登録した記名PASMO カードを盗難・紛失・または破損により、PASMO カードを再発行した場合には、必ずスマイルリンクステーションにて、登録情報を確認するものとします。
2. SEIBU スマイルリンク会員がSEIBU スマイルリンク登録手続き時に登録したPASMO が、無記名 PASMO の場合で前項の理由により再発行した場合には、必ず、スマイルリンクステーションで、再度登録するものとします。
3. SEIBU スマイルリンク会員が、前2項の手続きを怠った場合については、当社は、プリンスポイントを付与できない場合があります。この場合、当社および関連企業は、一切の責めを負いません。
4. 前各項のほか、本サービスにおける PASMO カード再発行に関して、株式会社パスモは一切の責めを負いません。

第7条（本特約の改廃）

本特約またはその他の特約を含むサービスの内容を変更する場合は、SEIBU スマイルリンク会員に変更事項を事前に通知もしくは告知することによって行います。

なお、SEIBU スマイルリンク会員は、本特約の改廃があった場合、改定後の特約に従うことを予め承諾するものとします。

以 上